

随意契約理由書

神戸市

件名	緊急消防援助隊第10次派遣隊以降に伴う人員輸送業務
契約業者名	株式会社三洋航空サービス 三ノ宮営業所
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 <p>本件は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に関し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第2項に基づき消防庁長官から兵庫県に対して緊急消防援助隊の出動の指示があったことを受け、現在活動中の消防隊員の引揚げ、及び交代要員の送り込みを目的とするものです。</p> <p>派遣隊の規模は縮小しつつも、引き続き緊急消防援助隊活動を行う必要があるため、活動中の第9次派遣隊（2月16日出発）との交代要員である第10次派遣隊を送り込む必要があります。一方で、引揚げ指示の出た他府県隊の活動場所を引き継ぐなど、現地の情勢は日々変わっているところです。活動内容によって必要な隊編成及び資機材等は異なり、緊急消防援助隊全体の規模縮小の動きも見受けられることから、第10次派遣以降の規模及び業務終了については消防庁から具体的な引き上げ指示はありませんが、10回程度を想定しています。</p> <p>輸送にあっては、消防隊員に加えて防火衣等の装備品や食糧等を現地宿营地まで送り届ける必要があることから鉄道は適さず、他の消防車両にあっては市内の通常警備に充てていることから輸送には使用できません。よって、消防隊員及びその装備品並びに食糧等を石川県内の宿营地まで送り届け、同規模の隊員及び装備品を引き揚げるための輸送手段は貸切バスに限られます。</p> <p>他府県の緊急消防援助隊についても同様の輸送方法となっているほか、国土交通省においても二次避難のためバスの確保を行っており、また観光等によるバス需要の増加も見込まれることから、輸送手段の確保が困難な状況です。今回、競争入札に付しましたが、応札者がなく不調に終わりました。第10次派遣隊の出発予定は2月20日（火）であり、早急に輸送手段を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約を行います。なお、業者選定にあたっては、過去実績業者等3者に対して見積を依頼しましたが、契約予定業者を除く2者は多忙等によりバスの確保が難しく対応困難との理由で辞退されています。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局総務部施設課 (電話番号 078-331-0307)